

## 別紙2 災害対策用移動通信機器の貸出運用イメージ

災害発生の際、被災自治体等の要請を受けて、総務省より速やかに無線機器を貸し出す体制を構築するため、平成24年度は民間業者との役務契約等により、全国10箇所程度(原則、各総合通信局等の管轄地域ごとに各一箇所以上)に一定台数の無線機器を備蓄予定。

